

# **女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画**

**令和3年4月  
野辺地町**

# 野辺地町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月

野 辺 地 町 長  
野 辺 地 町 議 会 議 長  
野 辺 地 町 教 育 委 員 会  
野 辺 地 町 選 挙 管 理 委 員 会  
野 辺 地 町 農 業 委 員 会

野辺地町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、野辺地町長、野辺地町議会議長、野辺地町教育委員会、野辺地町選挙管理委員会、野辺地町監査委員、野辺地町農業委員会及び野辺地町水道事業管理者が策定する特定事業主行動計画です。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）は、平成28年度から令和7年度までの10年間の時限法ですが、本計画は、その後半の期間である令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の計画期間としています。後期の5年間は前期の取り組みの効果を踏まえ、必要な見直しを行った上で、目標達成に必要な取り組みを行います。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備

当町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課を主管とし、各機関との連携のもと、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うとともに、必要に応じて庁議等の場を活用して、実情に応じた措置を講ずることとします。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組等

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき行った女性職員の職業生活における活躍に関する状況の把握及び分析結果をもとに、次のとおり数値目標を設定し、その達成に向けた取組を実施します。

#### （1）管理職への女性職員の登用

##### 目標

令和7年度までに、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を15%以上とします。【令和2年度実績…15.8%】

##### ○今後の取り組み

本計画は前期に引き続き、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置するとともに、管理職登用の前提となる課長補佐の段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行います。

また、女性職員のキャリアアップに向けた研修を開催するために、毎年度、研修受講者の意見等を基に研修内容を見直し、効果的な科目を追加するなど内容を充実させ、継続して実施します。

#### （2）ワーク・ライフ・バランスの推進による、全ての職員が働きやすい職場環境づくり

##### 目標

令和7年度までに、職員の年次有給休暇取得日数を一人当たり平均12日以上とします。【令和2年実績…平均11.4日】

##### ○今後の取り組み

目安として一ヵ月に最低1日間の年次有給休暇取得を目標と定め、各職員への徹底を図ります。

#### 目標

令和7年度までに、男性職員の配偶者出産休暇（3日間）及び育児参加休暇（5日間）の取得率を50%以上とします。

【令和2年実績 配偶者出産休暇…100%】

#### ○今後の取り組み

配偶者が出産予定となった場合、当該職員に対し、特別休暇制度の周知と積極的な活用を促すとともに、休暇を取得しやすい職場の環境づくりに努めます。

### （3）ハラスメント対策の強化

#### 目標

ハラスメント相談窓口の設置において適切な対応に努めます。

#### ○今後の取り組み

ハラスメント対策の制度を整備したことの周知と相談者への配慮に努めます。